

○区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について(通達)

昭和四十年四月一日  
四〇文総発第一七三号

このことについては、このたびの東京都文京区事案決定規程の制定に伴い、教育委員会の所掌に関しても、改正する必要があるので、昭和六十一年四月一日から下記のとおり執行されたい。

なお、事務処理にあつては、文京区会計事務規則その他の関係規定・通達を遵守し、遺憾のないよう取り計らわたい。

記

1 委任事務

- 一 支出命令権(文京区予算事務規則)及び文京区会計事務規則第四条に規定する使用料及び手数料等に関する事務を委任する。
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校及び幼稚園のうち、区立学校における学校基本調査に関する調査票の配付、取集、審査等の事務を委任する。
- 三 区立幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設の運営に関する事務(入園及び保育料等に関する事務を除く。)

2 補助執行事務

- 一 予算の編成要求に関すること。
- 二 所属決定通知及び配当を受けた予算の執行に関すること。
- 三 寄付の受領に関すること。
- 四 文京区会計事務規則及び文京区物品管理規則に規定する部長、課長及び所長等の処理すべき当該事務に関すること。
- 五 国庫及び都支出金の申請、調査並びに報告に関すること。
- 六 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づき実施する児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に基づき実施する特定相談支援事業その他障害児の相談支援等に関すること。
- 七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第一条の四に規定する総合教育会議の運営に関すること。
- 八 私立専修学校及び私立各種学校に関する事務
- 九 児童館の運営に関する事務
- 十 育成室の運営に関する事務
- 十一 放課後事業に関する事務
- 十二 青少年の健全育成の総合的な計画及び連絡調整に関する事務(ひきこもり支援に係るものを除く。)
- 十三 青少年問題協議会に関する事務

3 事案の決定

- 一 補助執行事務に係る事案の決定、決定関与等については、この通達に定めるもののほか、文京区事案決定規程(昭和六十一年三月文京区訓令甲第一号。以下「事案決定規程」という。)の例による。
- 二 次のアからウまでに掲げる者は、当該アからウまでに掲げる事案について決定することができる。ただし、事案決定規程により区長又は副区長が決定すべき事案の決定については、それぞれ区長又は副区長の決定によらなければならない。
  - ア 教育局の部長
 

事案決定規程により区長部局の部長が決定すべき事案
  - イ 教育局の課長(教育センター所長及び真砂中央図書館長を含む。)
  - ウ 学校長
    - (ア) 予定価格が五〇万円以下の物件の買入れ、借入れ、売払い及び貸付けをすること。
    - (イ) 予定価格が五〇万円以下の請負又は委託により行う工事、製造、修繕、役務の提供等を決定すること。
    - (ウ) 予定価格が五〇万円以下の会議、催物等で即日消費するもの及び事業用調達物件の買入れ、借入れをすること。